太陽光発電等の事業実施における地域環境との調和・配慮に関する協議書

（宝塚市再生可能エネルギーの利用の推進に関する基本条例第11条関係様式）

令和　　　年　　月　　日

（あて先）宝塚市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（事業者）

事業者名：

所在地　：

（担当者等連絡先）

氏　名　：

電　話　：

 e-mail ：

標記の件について、宝塚市再生可能エネルギーの利用の推進に関する基本条例に基づき、地域環境との調和・配慮に関して基本理念（以下参照）を十分理解したうえで、関係各課等との協議の結果について報告します。

**【基本理念】**宝塚市再生可能エネルギーの利用の推進に関する基本条例　一部抜粋

|  |  |
| --- | --- |
| ① | 再生可能エネルギーは、本来的に地域の共有的資源であり、その地域に存在する主体が連携し、地域の受益に配慮して利用されるべきものとする。 |
| ② | 再生可能エネルギーの利用の推進は、地域の持続的な発展に資するよう、地域の条件に配慮して行われなければならない。 |
| ③ | 再生可能エネルギーの利用の推進は、エネルギーの自立性及び安全性の向上に資することに鑑み、非常時における市民の安全及び安心の確保に配慮して行われなければならない。 |
| ④ | 再生可能エネルギーの利用の推進は、地域での影響に配慮して周辺住民との十分な合意形成に努めた上で行われなければならない。 |
| ⑤ | 再生可能エネルギーの利用の推進は、市民、事業者、エネルギー事業者、地域エネルギー事業者又は市の相互の協働が促進されるよう配慮して行われなければならない。 |

**【協議対象設備】**

|  |  |
| --- | --- |
| 対象工作物 | 太陽光発電設備又は太陽熱利用設備 |
| 対象規模 | 事業区域の面積（土地又は建築物の面積）500㎡以上※太陽光発電については出力規模50kW以上（同一敷地や隣接する敷地、同一事業者の施工等により合計して50kW以上となる設備を含む。） |

**【事業に関すること】**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業区域の所在地 | 宝塚市 |
| 事業区域の面積 | 　　　　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| 設備の出力規模 | 　　　　　　ｋＷ |

**【各課協議事項】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 担当課 | 太陽光パネル及び太陽熱利用設備の設置に伴う留意事項等 | 配慮状況（事業者記入） | 協議欄（担当課記入） |
| 環境エネルギー課 | 地域住民（地元住民）への説明 | □　事業概要に関して地域住民（地元住民）へ説明を行うこと（別紙　住民説明実施記録を添付すること）□　事業に関する問い合わせ先及び設置後の対応方法を明確にすること |  | 　年　　月　　日　担当者　　　 |
| 地域への貢献 | □　地域への貢献策について検討すること。（例：電源プラグの設置や有事の際の電源開放） |  |
| 都市計画課 | 緑化 | □　敷地内は可能な限り、植栽・補植を行うこと。植樹は既存の植生に配慮した樹種とすること |  | 　年　　月　　日担当者　　　 |
| 位置及び意匠 | □　太陽光パネル等の配置については、整然と配置し、周辺環境に溶け込むよう配慮すること□　設置する位置及び規模は、平野部からの見上げ景観や山麓部からの見下ろし景観に配慮したものとすること□　太陽光パネル等の周囲及び下部は、修景的な配慮（遮蔽柵、修景植栽等）を行うこと |  |
| 色彩等 | □　太陽光パネル等及び付属設備は、低彩度、低明度、低反射とし、周辺環境と調和した色彩とすること |  |

宝塚市では再生可能エネルギーの利用の推進に関する基本条例を制定するなど再生可能エネルギーの導入推進を図っています。そのうち、一定規模以上の太陽光発電設備及び太陽熱利用設備については、周囲に対する景観や生活環境等への調和や配慮が必要な場合が想定されることから、「宝塚市再生可能エネルギーの利用の推進に関する基本条例」第１条に定める目的及び同第３条に定める基本理念に基づき、地域環境との調和、地域住民との合意形成及び地域への配慮を前提とした再生可能エネルギーの利用の推進を図ることを目的とし、同第１１条に基づき本様式を定めるものです。

**※上記の他、関係する法令を遵守するとともに所管する行政機関等と協議を行ってください。**

**協議終了後、本協議書と「再生可能エネルギー設備設置事業確約書」を環境エネルギー課へ提出して下さい。**